

J R 東海労申第 9 号
2021 年 9 月 14 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

2021 年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する再申し入れ

会社は 9 月 10 日、2021 年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する第 8 回団体交渉において、最終回答を行った。

しかし、労働条件や賃金制度等については何ら解決していない。特に専任社員などの高齢者の労働条件については、社員が意欲と働き甲斐をもって、永きにわたり活躍してもらいたいと考えているとは感じていない。口先だけは社員受けの良い言葉を発するだけではなく、現場で汗を流す組合員の切実な声に耳を傾け、「誰もが働きやすい会社である」と思える労働条件や賃金制度にするべきである。

従って J R 東海労は、2021 年度労働協約改訂及び労働条件改善に関して再度、下記の通り申し入れるので、誠意ある回答を行うこと。

記

1. 出向社員の労働条件について

- (1) 54 歳以降の原則出向について、会社は「60 歳定年制実施に伴う在職条件のひとつ」としているが、専任社員として 65 歳まで雇用される現在にはそぐわない制度である。従って 54 歳以降の原則出向を廃止すること。
- (2) 54 歳以降の原則出向が廃止されるまでの間、54 才以降の原則出向を行う場合には、複数の出向先、勤務形態等の労働条件を提示し、本人の同意を得ること。また、出向先は関連会社とすること。更に、本人が元職場への復帰を希望した場合、会社が責任をもって本体に戻すこと。
- (3) 出向先会社で発生した問題の解決や労働条件の改善について、会社が責任を持って労働組合と協議の場を持つこと。
- (4) 社員の出向に関する協定における賃金の特別措置について、出向先の年間労働時間数が 1,837.5 時間を超える場合は超勤手当（B 単価）として支給すること。また、出向先で乗務員として業務を行う社員については、1,715 時間を超

える場合は超勤手当（B単価）として支給すること。

（5）年間休日数について、JR本体より休日数が少ない場合の措置として、差し引き日数に相当する労働時間をD単価（休日出勤）で支給すること。

（6）出向社員の休日数、労働時間は出向先会社の労働条件によらず、社員と同様とすること。

2. 専任社員の雇用条件及び労働条件等について

（1）高齢法の趣旨に踏まえ、経過措置の利用をやめ、区分「専任V」を撤廃し、希望者全員を専任社員として65歳まで継続雇用すること。

（2）専任社員の年間休日数を150日とすること。

3. 改訂新人事・賃金制度について

（1）祝日手当（E単価）を復活させ、1時間あたり50/100とすること。

（2）乗務員の手当について、職務手当とは別に以下の手当を追加すること。

①乗務キロ1kmにつき、運転士3円、車掌1円とすること。

②乗務時間1時間につき300円とすること。

4. リニア中央新幹線は、建設費が増大し会社経営を破綻させるとともに、自然環境を破壊するものである。従って、リニア中央新幹線建設を直ちに中止すること。

5. その他

（1）JR東海労組合員が所属する全ての職場に、組合掲示板を設置すること。

（2）新型コロナウイルス慰労金として、1人10万円を支給すること。

（3）無利子貸付制度を新設すること。

（4）乗務員の休養時間を適切に確保するために、休養室のシーツ交換は、業者が行うこと。

以 上